

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2 関係報告書（年報）の提出について（様式第25号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第1項の規定により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに実績を「産業廃棄物処理実績報告書（様式第25号）」により報告することとなっておりますので、下記要領により期日を厳守して提出してください。

### 1 報告対象者

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する事業者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）

### 2 報告の対象となる実績

前年の4月1日からその年の3月31日までに当該処理施設で処分した実績

### 3 提出期限

毎年6月30日まで

### 4 提出先

主たる事業場の所在地を所管する保健所



### 5 報告方法

(1) 宮城県産業廃棄物報告システム（みやぎ産廃報告ネット）による報告  
みやぎ産廃報告ネットの操作マニュアルに従って報告願います。

「自社処理事業者向け」メニューから報告します。

① 報告様式（Excel ファイル）に入力し、アップロードする方法（推奨）

予め <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/houkoku-index.html> から、様式第25号をダウンロードし、データを入力しておいてください。

② みやぎ産廃報告ネットから直接入力する方法

実績のない場合又は報告数の少ない場合にお勧めです。

(2) 紙による提出

手書き用様式に記入して、提出先に持参または郵送願います。

・報告部数：1部提出。なお、收受印を押した控えが必要な方は、2部提出。

（郵送の場合は必要な切手を貼った返信用封筒を同封してください。）

(\*) みやぎ産廃報告ネットは、平成26年4月21日から運用を開始しています。許可業者の方は、みやぎ産廃報告ネットの利用にあたり、IDとパスワードが必要となります。許可業者の方には、IDとパスワードを発行しています。

IDとパスワードがわからない場合は、みやぎ産廃報告ネットトップページの「お問い合わせ（メールサービス）」からお問い合わせください。

# みやぎ産廃報告ネット—宮城県産業廃棄物報告システム—

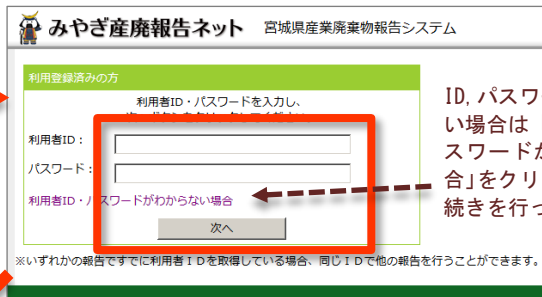
<https://www.miyagisanpai.jp/>



- ・実績のある方は、報告様式[様式第 25 号]（※）に処理実績を入力し保存してください。
- ・実績のない方は、みやぎ産廃報告ネットから直接「実績なし」と報告してください。



①みやぎ産廃報告ネットにアクセスし、「**自社処理事業者向け**」ボタンをクリックする。



ID、パスワードがわからない場合は「利用者 ID、パスワードがわからない場合」をクリックし必要な手続きを行ってください。

②利用者 ID・パスワードを入力し、「**次へ**」をクリック  
初回利用時、メールアドレスを登録してください。  
(登録しなくてもシステムは利用できます。)

◇ 利用者 ID・パスワードは通知文書に記載されています



③主たる事業場の名称・所在地を確認のうえ担当者名を入力し、「**次へ**」をクリック

## 【実績なしの場合】

- ④実績がない場合は、「実績なし」をチェック
- ⑤**登録**をクリック

## 【実績ありの場合】

- ④**参照**をクリックし、あらかじめ処理実績を入力・保存している報告様式[様式第 25 号]を選択
- ⑤**新規入力**をクリック
- ⑥確認書発行メッセージが表示されたら、「**確認書発行**」をクリックして、確認書 PDF ファイルを保存する。
- ⑦報告完了！**終了**をクリック

◇ ④で指定した報告様式の読み込み状況により、すぐに確認書を発行できない場合があります。その場合は、登録のメールアドレスに確認書発行をお知らせします。



- 詳しい操作マニュアルは、みやぎ産廃報告ネットトップページからダウンロードできます。
- システム操作方法に関する疑問は [システムに関するお問い合わせはこちら](#) をクリック、メールでお問い合わせください。